

# 【 認知症施策の推進について 】



©2010 熊本県くまモン

認知症施策・地域ケア推進課  
認知症施策推進班

# 認知症とは？

## 記憶障害

最近の出来事、直前に起きたことを忘れる

## 見当識の障害

時間（季節）、場所、人が分からなくなる

## 中核症状

## 思考力・判断力の障害

思考の連続性がなくなり、判断できなくなる

## 実行機能の障害

ものごとの手順が分からなくなる

不安、ストレス、身体的な不調

周囲からの孤立感、混乱、イライラ

## 行動・心理症状（BPSD）

行動症状 … 徘徊、攻撃性、不穏など

心理症状 … 妄想、幻覚、抑うつ、不眠など

認知症の人には、脳の病的な変化に伴う症状（中核症状）が現れます。  
それに不安やストレスなどが加わると、行動・心理症状が出現します。  
介護者にとって、行動・心理症状が出現すると介護負担は非常に大きくなります。  
行動・心理症状が起こらない関わり方を実践することが非常に重要です。

## 1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

## 2. 基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去。地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保する。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等の推進。予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法など科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

## 3. 国・地方公共団体等の責務等

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

## 4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、**認知症施策推進基本計画**を策定（**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ**都道府県計画・市町村計画**を策定（**認知症の人及び家族等**の意見を聴く。）（努力義務）

## 5. 基本的施策

- ①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

## 6. 認知症施策推進本部

内閣に**内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等により構成される関係者会議**を設置し、意見を聴く。

## 認知症施策推進基本計画（概要）

令和6年12月3日閣議決定

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

### 前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
  - 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。  
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

### Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

### Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

### Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

# 認知症高齢者の将来推計

【 認知症有病者数（単位：万人） 】

将来推計 (年)		R4 (2022)	R7 (2025)	R12 (2030)	R22 (2040)	R32 (2050)
全国	認知症	443.2	471.6	523.1	584.2	586.6
	MCI	558.5	564.3	593.1	612.8	631.2
熊本	認知症	6.7	7.2	7.9	8.2	7.9
	MCI	8.5	8.6	8.9	8.6	8.5
65歳以上 人口に対 する比率	認知症	12.3%	12.9%	14.2%	14.9%	15.1%
	MCI	15.5%	15.4%	16.0%	15.6%	16.2%

「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)及び「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究(令和5年度)」(九州大学大学院医学研究院 二宮教授)をもとに熊本県認知症施策・地域ケア推進課作成

# 熊本県における認知症施策の体系

本県では次の3つの柱を立て総合的に認知症施策を推進



## 医療

### ■ 医療体制の充実・強化

- 認知症疾患医療センター運営
- かかりつけ医、歯科医師等の対応力向上研修
- 関係者間の連携強化



## 介護

### ■ 介護職員向けの各種研修

- 認知症介護基礎研修
- 認知症介護実践研修
- 認知症対応型サービス事業開設者研修 等

各分野連携による

## 早期発見・早期診断・早期対応

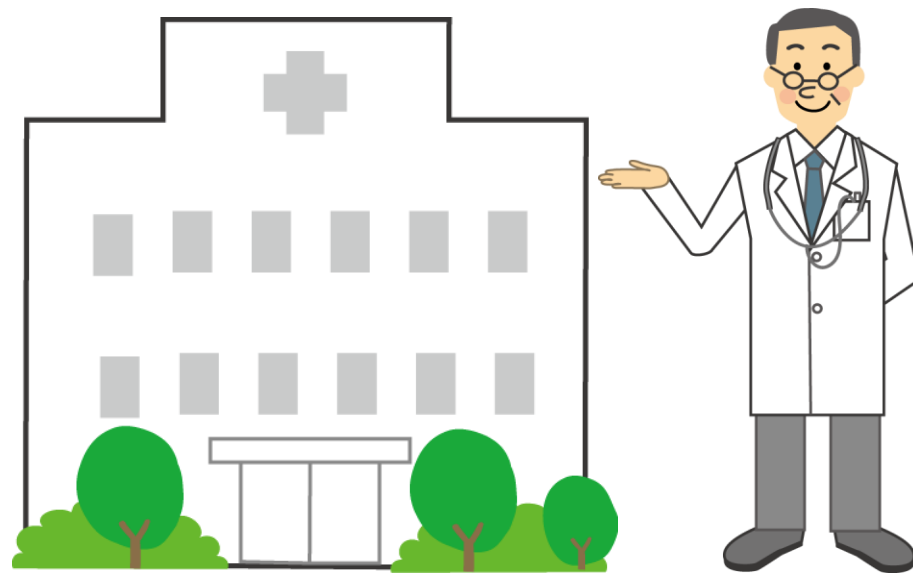
- 認知症初期集中支援の効果的実施
- 地域支援活動を支える介護人材の育成
- 運転免許センター専門スタッフ配置



## 地域支援・社会参加

- 認知症サポーターの養成及び見守り活動等
- 相談窓口（認知症コールセンター）の運営
- 若年性認知症支援コーディネーター配置
- 高齢者権利擁護（成年後見制度等）
- 本人発信支援 等

# 医療



# 覚えていただきたい言葉 ～認知症医療編～

## ① 認知症疾患医療センター

⇒ 各圏域にある認知症専門医療機関のこと。  
県（または熊本市）の指定を受けている。

## ② 認知症初期集中支援チーム

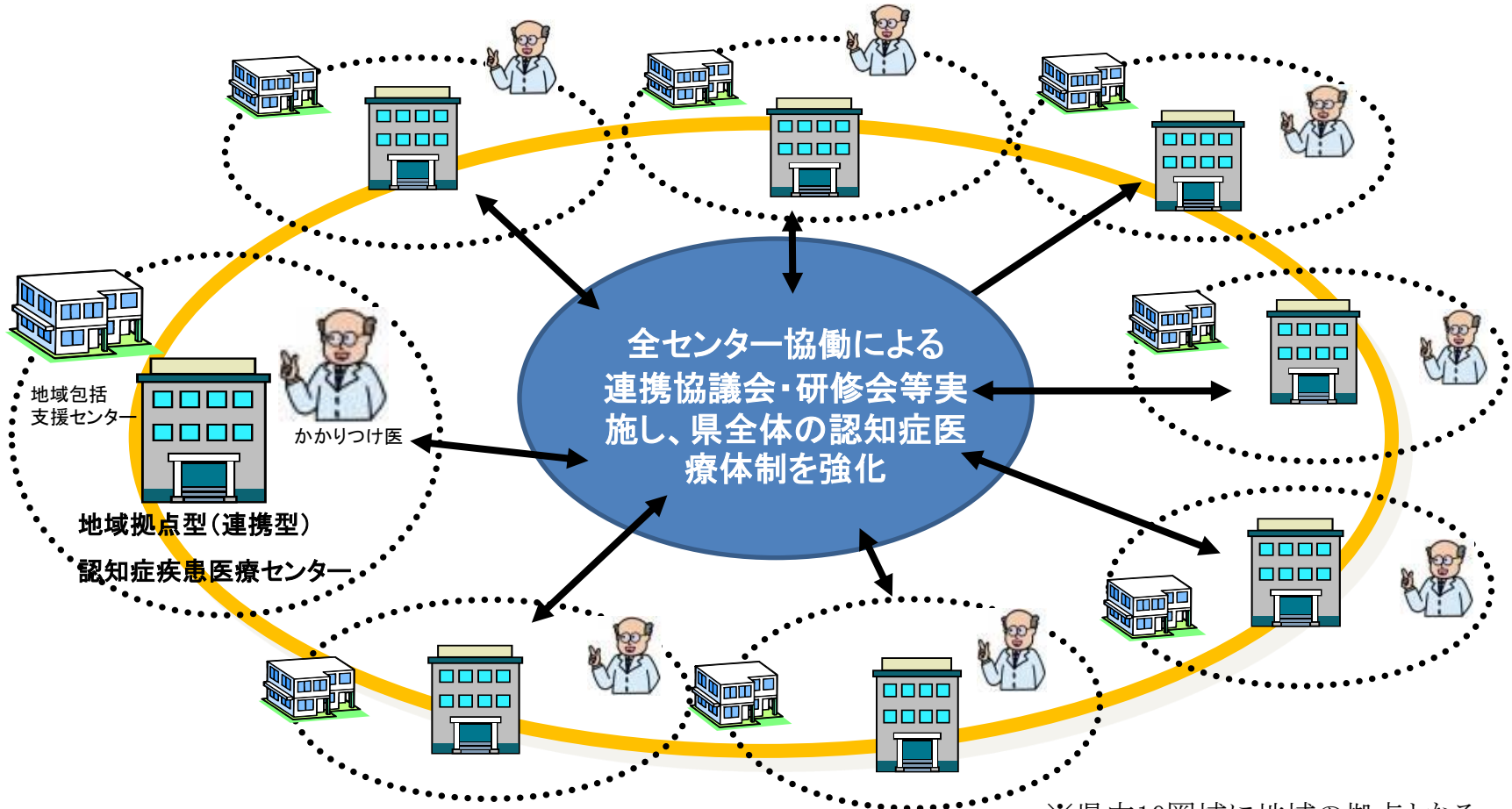
⇒ 認知症が疑われる人を訪問し、初期の支援を包括的、集中的に行う専門職チーム。設置主体は市町村。

## ③ 認知症サポート医

⇒ 国が定めた認知症サポート医養成研修を修了した医師（県内に273名）。  
認知症の方への支援に関する相談役、アドバイザー役となる。

# 認知症の医療連携体制の構築（R6年度以降）

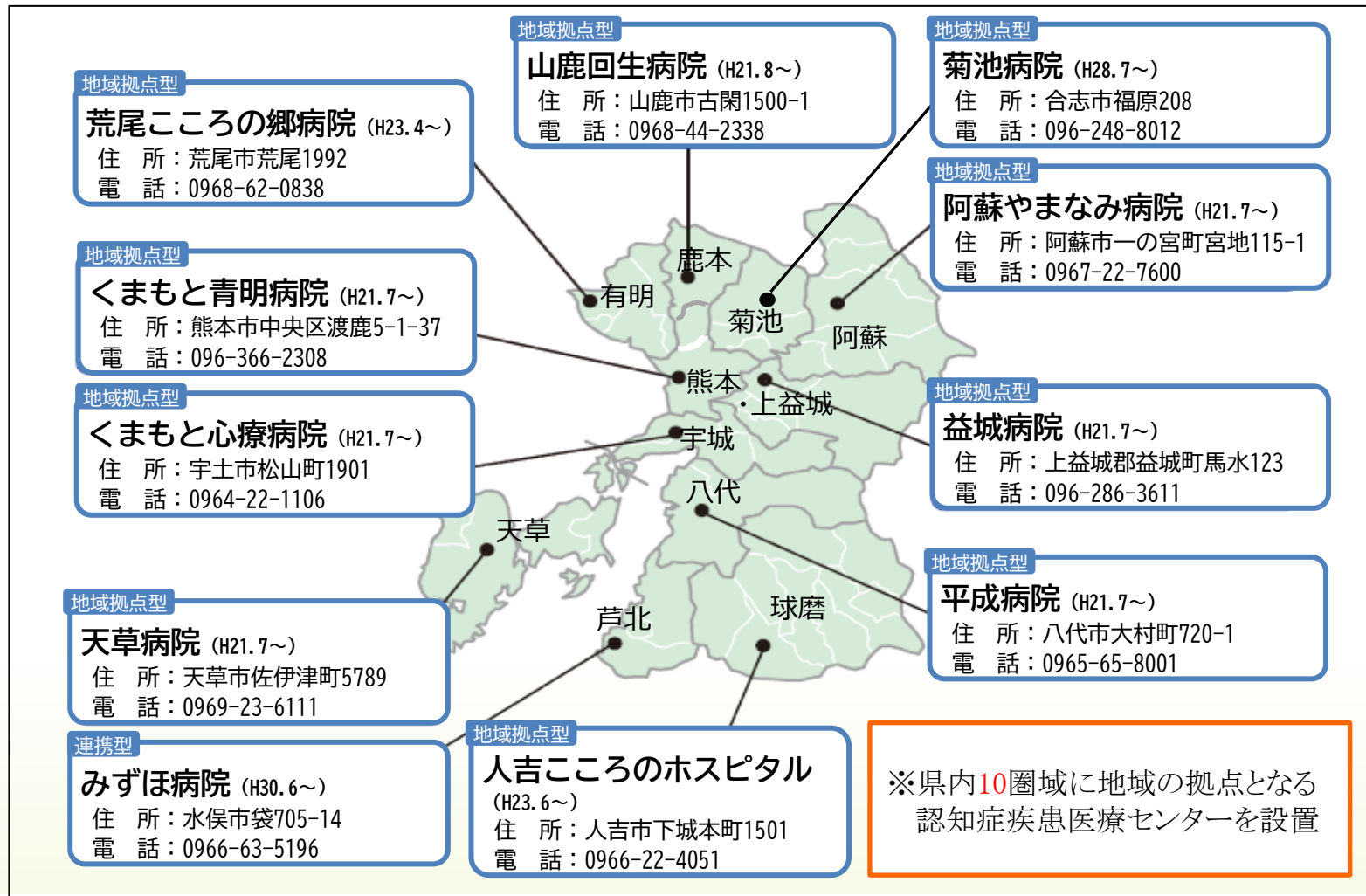
住み慣れた地域で安心して認知症医療・介護が受けられるよう、地域の認知症疾患医療センター（二次保健医療圏で中心的役割を担う）・専門医療機関（認知症専門医等が配置されている精神科医療機関）と認知症サポート医、かかりつけ医、介護サービス事業所等が連携する認知症医療・介護体制を構築



※県内10圏域に地域の拠点となる認知症疾患医療センターを設置

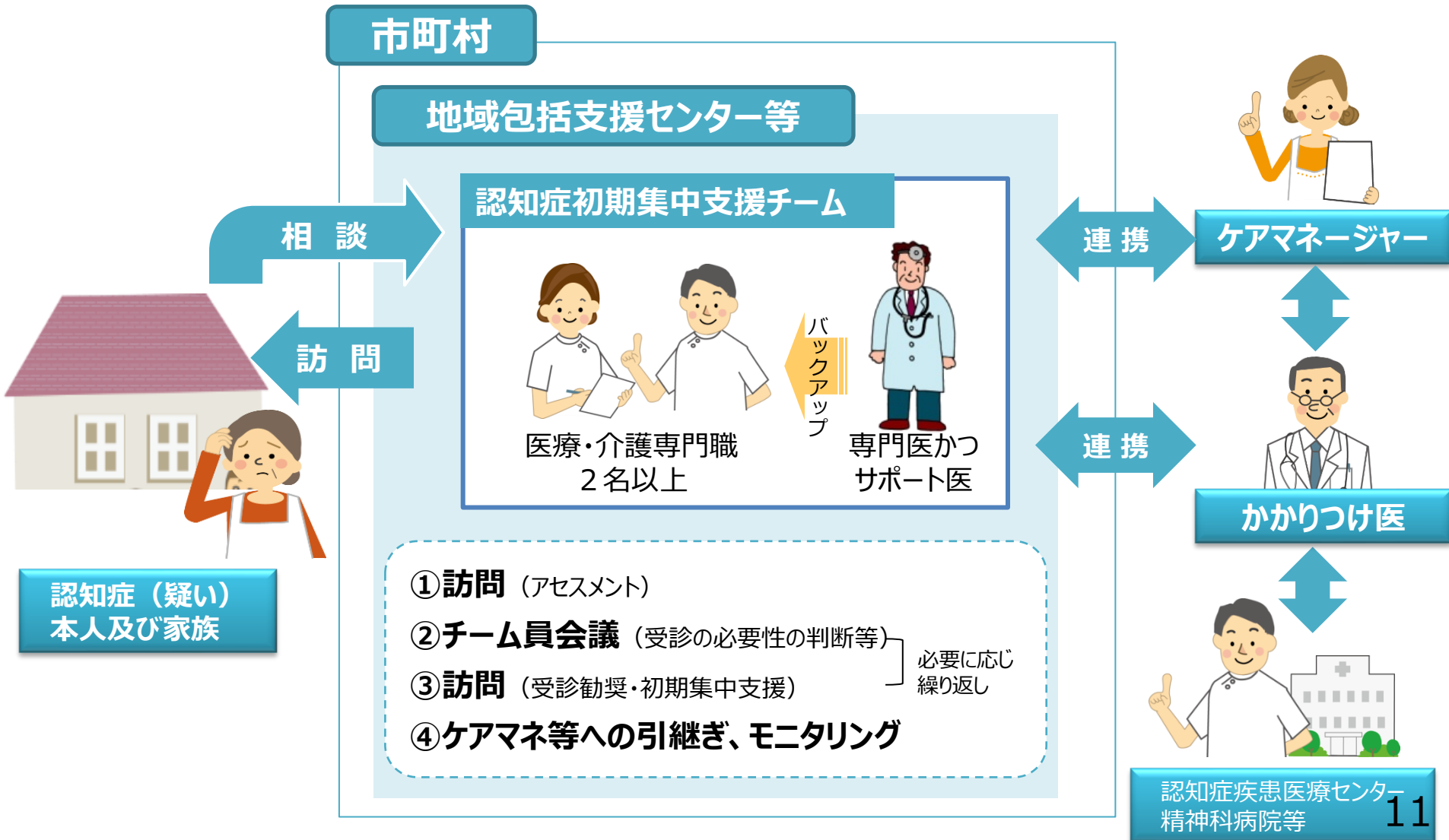
# 認知症疾患医療センターの指定状況 (令和6年4月時点)

( )内は初回指定年月



# 認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チーム：認知症の「早期診断・早期対応」のため、包括的・集中的に自立生活のサポートを行う専門職チームで、市町村が設置する。



# 認知症サポート医

## ■ 認知症サポート医とは

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師



<参考> 令和5年度（2023年度）の研修開催状況（国立長寿医療研究センター）

・主にeラーニングシステムとZoomを利用したオンライン形式で開催。

・eラーニングシステムで講義を視聴後にテストを受け、テストに合格した受講者を対象にZoomを利用したグループワークを実施。

## ■ 熊本県内の認知症サポート医 令和7年（2025年）3月末現在

熊本	宇城	有明	鹿本	菊池	阿蘇	上益城	八代	芦北	球磨	天草	計
106	15	26	4	16	11	19	21	14	30	20	282

※ 県外転出等が判明した場合、集計に反映しているため、養成研修修了者数とは一致しない。

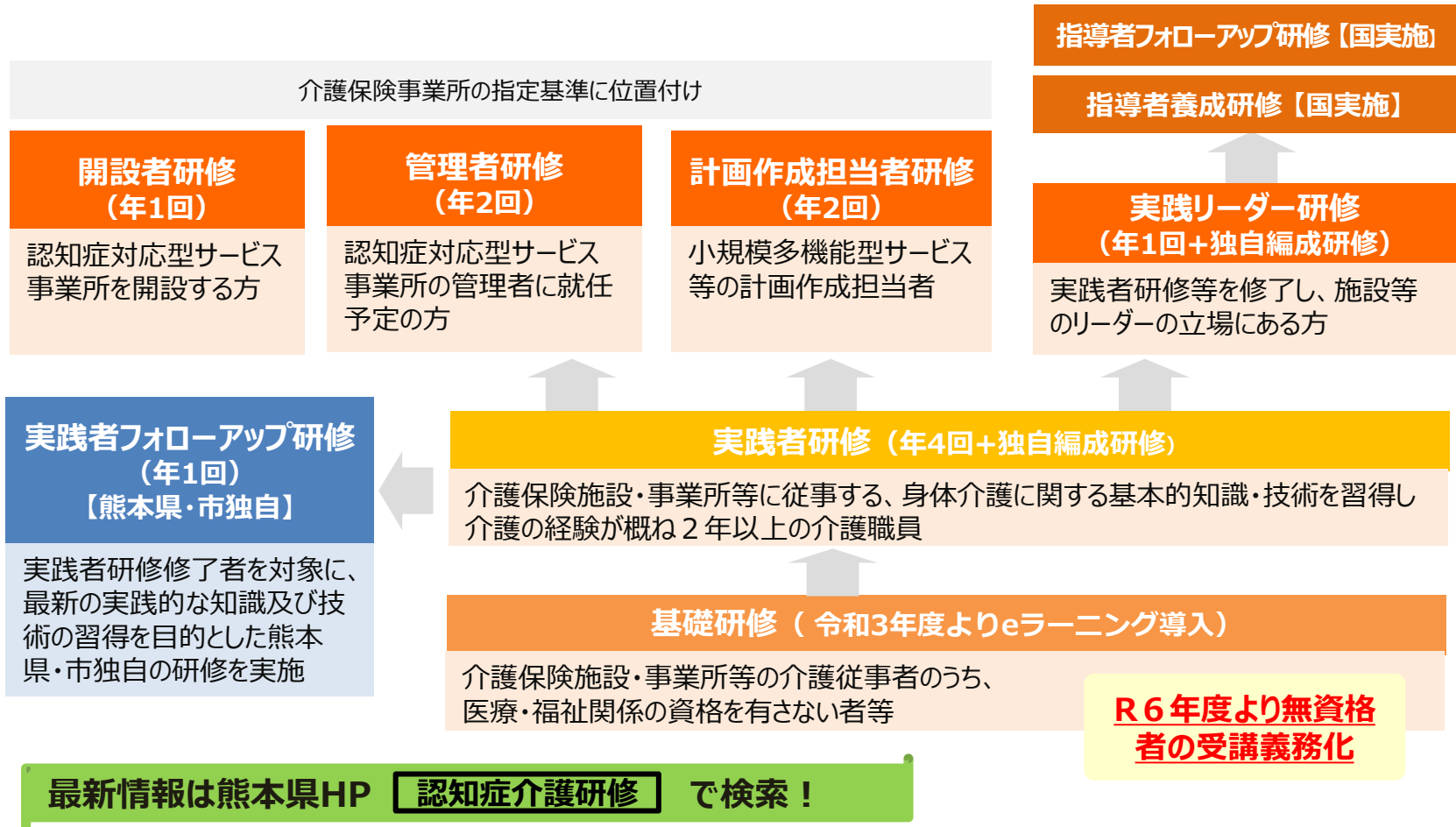
→ うち、名簿公開同意者（250名）は、県ホームページに氏名等を掲載

# 介護



# 認知症介護研修

認知症介護従事者や、認知症介護を提供事業所の管理者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を習得するための研修を実施しています。



# 地域支援・社会参加



# 認知症サポーター

## [目的]

認知症を理解し、地域の中で認知症の人や家族をできる範囲内で見守り支援する人(サポーター)を育成し、地域のさまざまな生活場面において実践する



## [展開方法]

- ① 認知症キャラバン・メイト養成研修を受けた者が、
- ② 地域や職域、学校などに出向き、認知症に関するミニ学習会を開催、
- ③ 地域の「認知症サポーター」を育成

## [展開イメージ]

① 認知症キャラバン・メイト養成研修

キャラバン・メイト  
連絡協議会  
がコーディネート

② 市町村の  
コーディネート

- 住民集会・学習会
- 企業等の市民講座
- 学校等での勉強会

② 職域団体等の  
コーディネート

- 職域団体等の講座

(地域での暮らしの応援者)

③ 認知症サポーター  
の誕生

役割は、

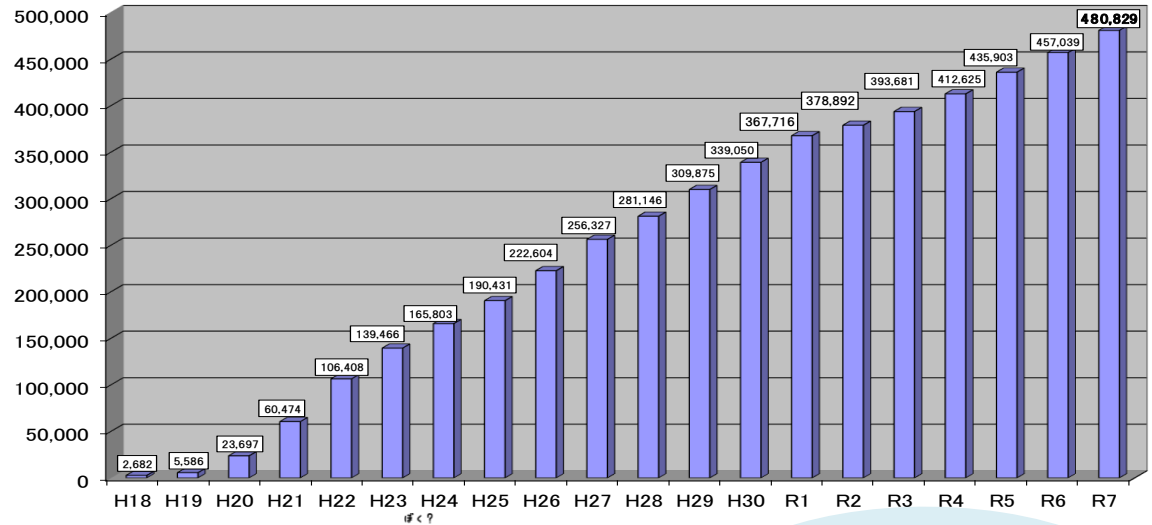
- ① 各生活場面で直接サポート
- ② 様々な社会資源との窓口
- ③ まちづくりの担い手 …など

# 認知症サポーター活動活性化の状況

平成21年度から**17年連続**日本一！現在も継続中！

認知症サポーターを中心に、  
認知症の方や家族に向けた支援活動が  
県内各地に広がりつつある。

- ・高齢者や認知症の方の見守り活動、  
検索模擬訓練
- ・傾聴ボランティア
- ・認知症カフェ 等



**480,829人!**  
(R8.3末時点)

## 認知症サポーターの養成に向けた県内の取組み

- (1)小中学校における生徒向け養成講座の実施
- (2)生活関連事業所を対象とした養成講座の実施
- (3)介護の担い手世代（40、50代）へのアプローチ
- (4)認知症サポーターアクティブチーム認定事業の展開



# 認知症サポーターの養成・地域見守り推進

## 1. 認知症サポーターの更なる養成

更なる養成数の増加を図るための取組みの推進

- (1) 身近な地域や、小中学生～青壮年世代、事業所等への実施促進
- (2) 対象に合わせた認知症サポーター養成講座の実施促進  
⇒キャラバン・メイトスキルアップ研修  
キャラバン・メイトが使用できるパワーポイント資料の配布



## 2. 認知症サポーター等による地域見守り活動等の推進

認知症サポーター活動の「見える化」と「重点化」

認知症の人や家族の安心“実感”に直接つながる事業の推進

具体的には

- ① 地域における見守り体制づくり
  - ② 居場所づくり（認知症カフェ、家族交流会）
  - ③ それらの活動を推進する人材の養成
- (1) 認知症サポーターアクティブチーム認定事業
  - (2) チームオレンジの構築



# 学校教育における認知症サポーター養成講座の実施

## 小・中・高校における認知症サポーター養成

《R6年度実績》

小学校：208回・9,090人

中学校：63回・4,713人

高等学校：53回・2,333人

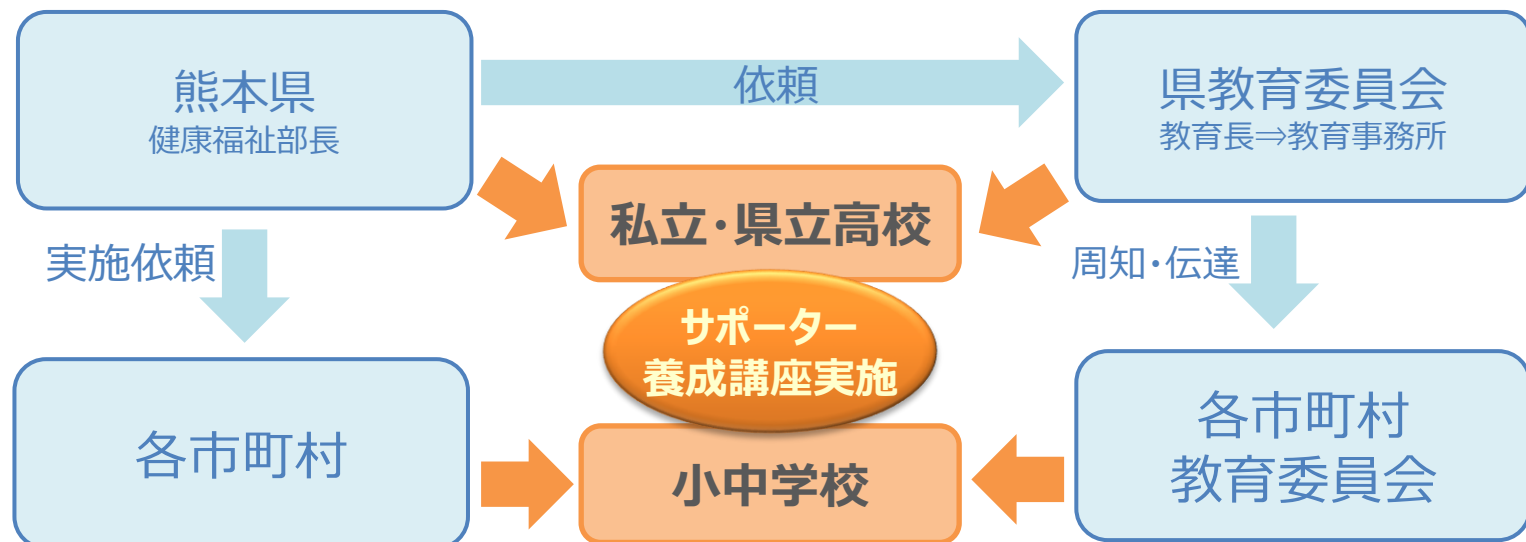


### 第13条関係

「2 親になるための学びの推進」  
にも位置付けられています！

県教育委員会を通じ、市町村教育委員会への働きかけを実施

※高校へは教育庁から直接各県立高校へ働きかけ



# 認知症サポーターアクティブチーム認定事業

## 【目的】

認知症サポーターの活動の活性化を図るとともに、サポーターが活躍しやすい環境づくりを進め、認知症の方が住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に役立てます！

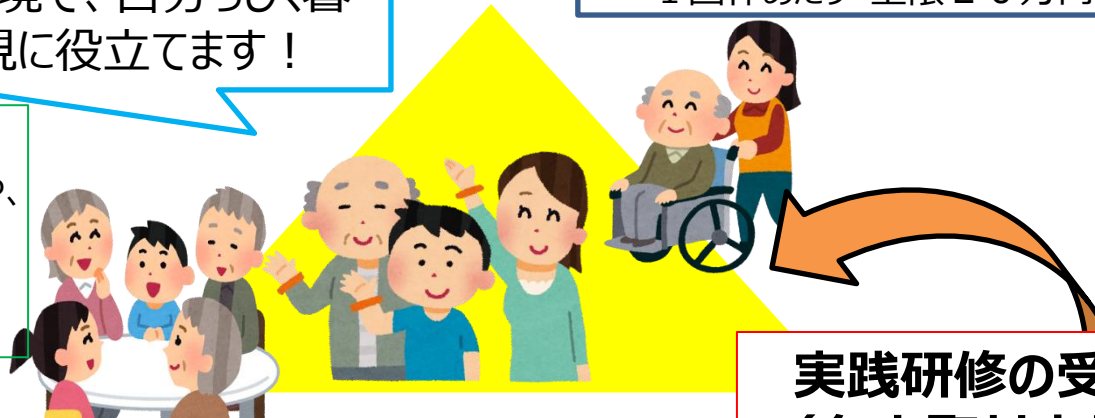
## 【参考】

厚労省の「認知症の人のピア活動促進」や、「認知症の人や家族の支援ニーズにサポーターをつなげる仕組みの構築(チームオレンジ)」への対応についても今後検討していきます。

令和5年度～

新たに認知症サポーターアクティブチームを立ち上げる団体に対する補助事業を開始します！

1団体あたり 上限20万円



実践研修の受講  
(各市町村実施)

認知症サポーターになった！  
「さらに知識を深めたい！」  
「いろんな活動をしたいなあ…」



**認知症サポーターの方々が活躍しやすい環境づくりを、  
熊本県がお手伝いします！**

# チームオレンジの取組の推進

## ◆「チームオレンジ」とは

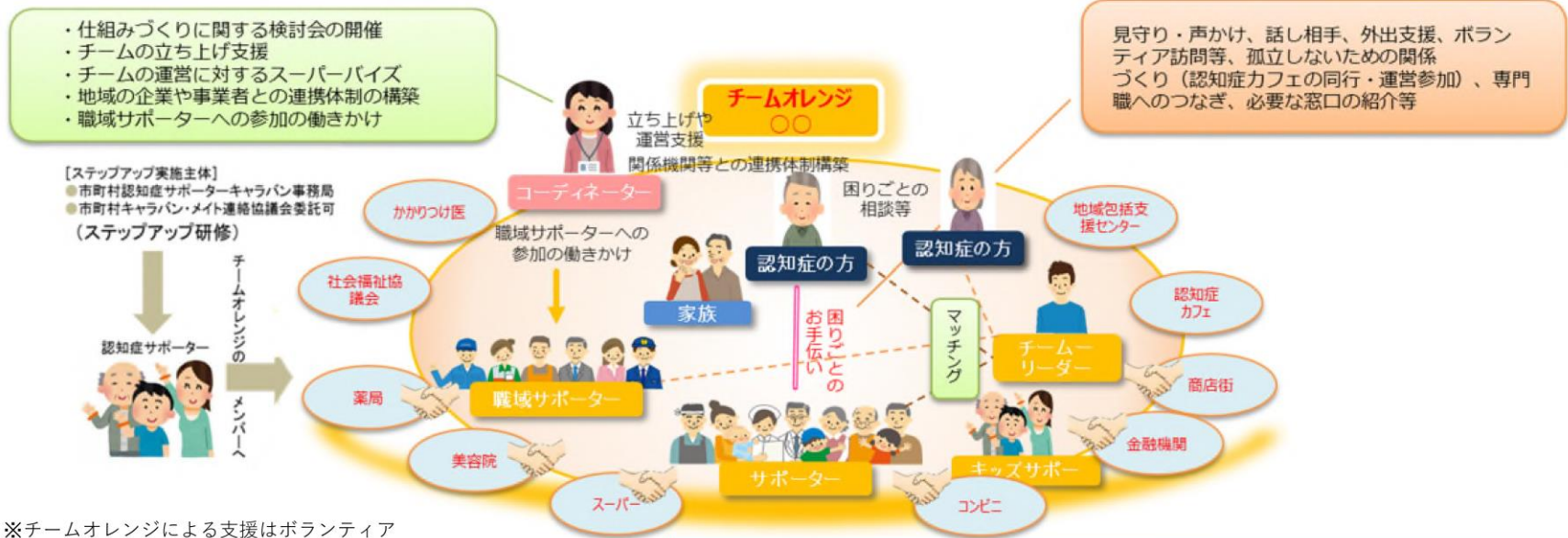
認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

（※）認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（地域支援事業交付金）

【認知症施策推進大綱：KPI/目標】2025（令和7）年

・全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備



※チームオレンジによる支援はボランティアで行うことが望ましい。（地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保のためのボランティアポイントの仕組みの活用も可能）

### チームオレンジ三つの基本

- ①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
- ②認知症の方もチームの一員として参加している。（認知症の方の社会参加）
- ③認知症の方と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる

認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

## くまもとオレンジ大使による本人発信の取組

本県では、認知症の人の社会参加支援をすすめるため、認知症の本人の想いや活動を発信する「くまもとオレンジ大使(認知症本人大使)」を設置しています。

★県内4名の方にくまもとオレンジ大使として活動いただいています。

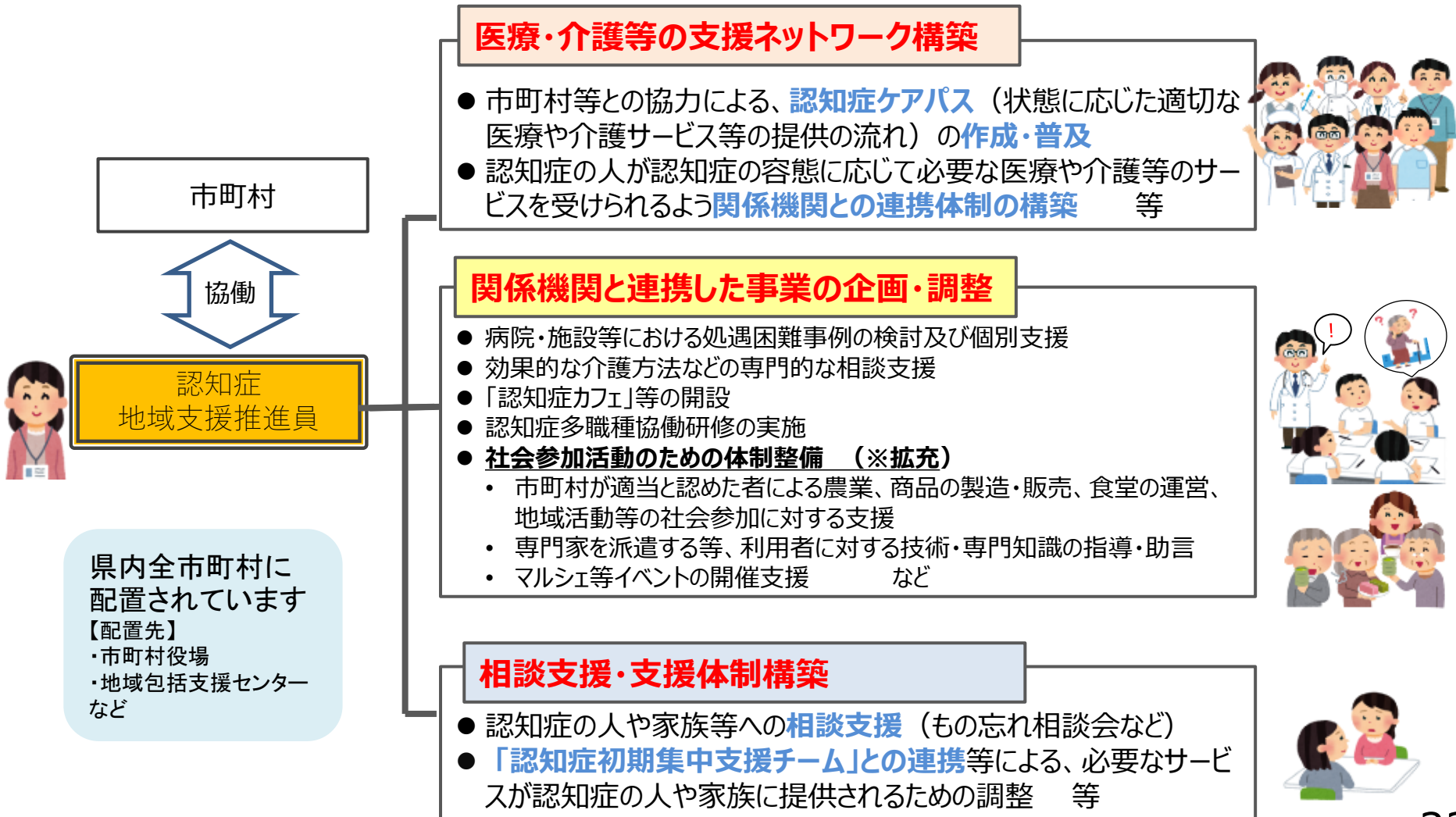
★大使は、イベントや広報映像等への出演、県広報誌等への寄稿、ピアサポート活動、認知症施策会議等への参加等、様々な場でご活躍いただいています。



# 認知症地域支援推進員

資料 厚生労働省より

各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開しています。



# 認知症高齢者の行方不明に対応するSOSネットワークの構築

## ◆ 認知症サポーター等による日常的な見守り〈行方不明の防止〉

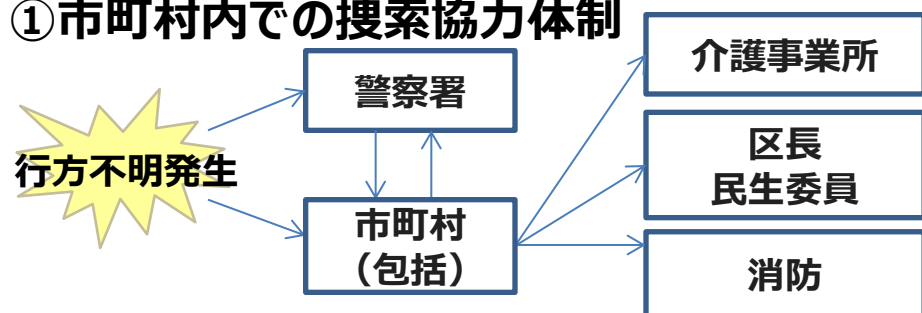
地域住民や事業所等による日常的な見守り体制を構築することで、行方不明の防止につなげる。

- ・地域住民単位や民間企業への認知症サポーター養成講座の実施
- ・外出中に行方不明になる可能性のある方の関係機関への事前の情報提供 など



## ◆ 行方不明発生時の早期発見体制の構築

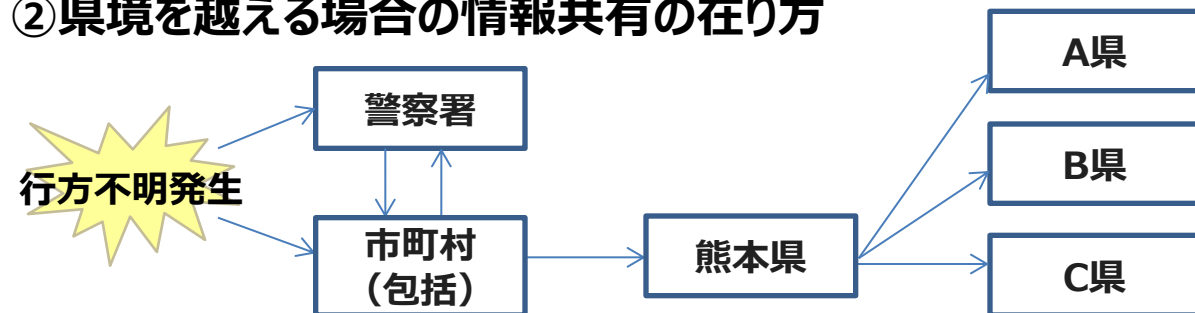
### ① 市町村内での捜索協力体制



行方不明になる可能性のある方の事前登録制度  
(アイロンシールやQRコードの持ち物への貼付)

県警ゆっぴー安心メールの活用

### ② 県境を越える場合の情報共有の在り方



九州・山口圏域で共通シート  
を活用して、情報共有

# 認知症カフェによる居場所づくり

認知症カフェは、認知症の人やそのご家族、地域住民が集う場として提供され、お互いに交流をしたり、情報交換をしたりする場のことです。

カフェといっても、一般的なカフェのように営業するのではなく、月数回の定期イベントとして開催される場合が多く、場所は公民館、介護サービス事業所の一部など様々で、参加費もカフェによって異なります。  
(令和5年7月1日現在：40市町村・149か所)

## いずみ・カフェ（八代市）

- 毎月第4月曜日 13時～15時
- 利用料 100円  
(コーヒー・お菓子(季節により焼芋))
- 健康講座(体操等) 家族交流会、ワークショップ(臨床美術) 体操、カラオケ、茶話会 の実施
- 施設併設。車での送迎も行っています。



## オレンジカフェぽかぽか（天草市）

- 毎月 第2火曜日  
13時30分～15時30分
- 利用料：一人200円
- 茶話会、脳トレ、レクリエーション、相談援助 を実施。



ご本人やご家族の居場所づくりのために、認知症カフェの周知をお願いします。

※詳細は県HPで公開中！

認知症カフェ 熊本

検索

# 「本人ミーティング」の開催

## 「本人ミーティング」とは？

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。

「集って楽しい！」に加えて、本人だからこそその気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを地域に伝えていくための集まりです。（『本人ミーティング開催ガイドブック』より引用）

- ◆ご本人にとっての楽しみ、社会的な役割（つどい）
- ◆ご本人同士が仲間を増やす機会（つながり）
- ◆ご本人が意見・情報の発信をする場（意見発信）



**これらの創出・拡充のため、熊本県では、地域の実情に応じ、認知症カフェ等の積極的な設置・活用を推進していきます！**

※ 様々な社会資源（認知症カフェ、つどい等）が「本人ミーティング」の土台となります。



ご本人の方々の意見を聞く機会を！



# 熊本県認知症コールセンター

## 電話相談



**096-355-1755**

さーここーいいなここ

開設日：水曜日と年末年始を除く毎日  
(年末年始を除く。祝日も対応。)

時間：9:00～18:00

受託者：認知症の人と家族の会

事務所：熊本市中央区上通町3-15

専門相談員や認知症の家族介護の経験者が対応します

来所や訪問でも  
相談可能です！

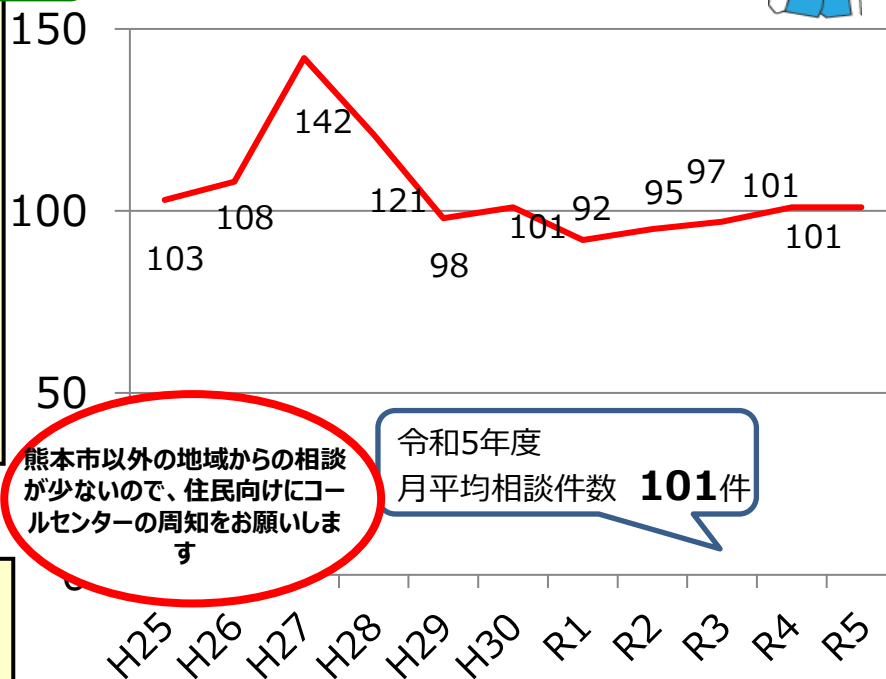
## 家族交流集会 (つどい)

- ・ 高齢者のつどい
- ・ 若年性認知症のつどい
- ・ 男性介護者のつどい



コールセンターの周知をお願いします！

## 月平均相談件数



熊本市以外の地域からの相談  
が少ないので、住民向けにコール  
センターの周知をお願いします

令和5年度  
月平均相談件数 **101**件

平成27年度は若年性認知症に関する相談件数の増加やアジア認知症学会の開催により新聞等の報道が増加したことで件数が急増



# おやこでまなぶ・みんなで学ぼう認知症

## 啓発パンフレット・動画をご活用ください!

認知症という病気や、認知症の方とのかかわり方について学んでいただくため、パンフレットや動画を制作し、わかりやすい事例形式で紹介しています。

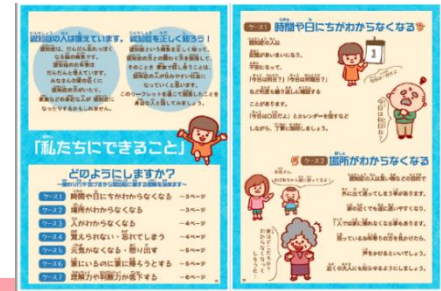
### ①啓発パンフレット

2種類 全8ページ

一般向け



小学生向け



### ③認知症クイズ

### ②啓発動画

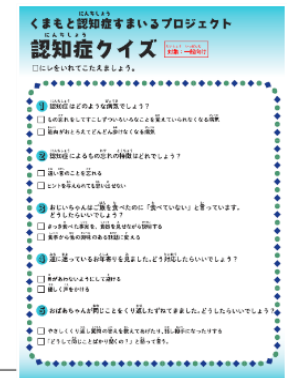
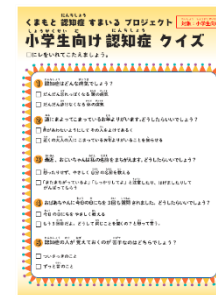
学んだことをクイズ形式で振り返りができます!



小学生向け 11分  
一般向け 13分



さくらがいる時には  
さくらに聞いてもいいからね



これらのコンテンツは、県のホームページからダウンロードできます。

県ホームページURL

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/131741.html>

# 若年性認知症について

## ■ 熊本県における若年性認知症の方の人数の推計

⇒ 以下の①～③すべてを満たす人の数：**738人** [令和6年（2024年）9月末現在]

- ① 要介護認定を受けている
- ② 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）である
- ③ 要介護認定調査において「認知症高齢者の日常生活自立度」ランクⅡ以上の判定を受けている

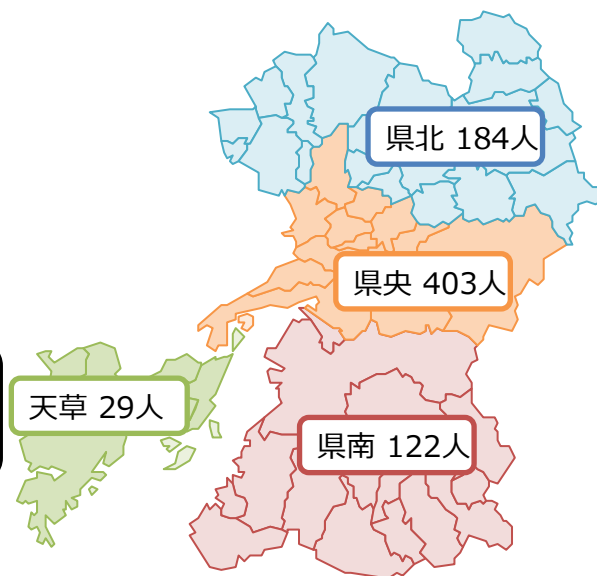
### <留意点>

- ・要介護認定を受けていない人は含まれない
- ・40歳未満の人は含まれない など

### ■ 若年性認知症の課題

- ・早期発見、診断につながらない。
- ・支援等に関する本人、家族の情報不足。
- ・本人や配偶者が現役世代であり、生活への影響が大きい。
- ・本人に体力があるため、介護者の負担が大きい。
- ・若年性認知症に対応した居場所づくりが必要

**横断的、多面的、集中的な支援が必要**です。



令和5年度からコーディネーターを**増員**し、以下の役割に対応  
<コーディネーターの役割>

認知症コールセンターへの配置 H26.5～

- ① 相談対応、初期支援
- ② 関係機関との連携・協働
- ③ 関係機関等への若年性認知症及び支援業務に関する周知・啓発活動
- ④ 若年性認知症の方の居場所づくり（受入事業所の調査・支援・周知）
- ⑤ ケースを通じた支援のマニュアル化→市町村・地域包括支援センターへの情報提供、知識の普及
- ⑥ 若年性認知症の本人及び家族を支援するための交流集会等の開催
- ⑦ 医療、介護、福祉、雇用関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークに係る会議内容の企画提案



# 若年性認知症に対応した居場所づくり

R7~1本化

若年性認知症には早期発見、診断につながりにくかったり、症状の特徴上事業所に受け入れられづらかったり等の課題があるため以下のような切れ目のない支援が必要となる。

【本人の症状の進行段階】※ ( ) 内の数値は、認知症の日常生活自立度判定基準 ( I ~ M ) の目安を示す。

